

大会シンポジウム

新たな時代を迎える日本の食と農—ポスト新自由主義の食農経済論—

座長: 辻村英之(京都大学)

コメンテーター: 立川雅司(名古屋大学)

9:20~9:40: 座長解題

9:40~10:25

第1報告: 「食料・農業・農村基本法」の改正にみるポスト新自由主義の度合
—市民社会組織からみた評価—

池上甲一(近畿大学名誉教授/家族農林漁業プラットフォーム・ジャパン)

10:25~11:10

第2報告: 新自由主義の食生活と農業食料貿易構造
—ポスト新自由主義フードレジーム形成の予兆の有無を探る試み—

磯田 宏(九州大学)

11:10~11:55

第3報告: 生物多様性と食品企業経営—企業の社会的責任(CSR)から自然資本へ—
栗山浩一(京都大学)

11:55~12:40

第4報告: 環境負荷低減と食料消費行動—未来における持続可能な消費を考える—
氏家清和(筑波大学)

13:40~14:10 報告内容に対する質疑応答

14:10~14:35 コメント

14:35~15:05 総合討論①コメントをめぐる討論

15:05~16:05 ②論点をめぐる討論(会場からの意見含む)

16:05~16:15 座長まとめ

1. はじめに

(1) 本シンポジウムの問題意識と討論課題

「食料・農業・農村基本法」改正における「食料安全保障」「合理的な(費用を考慮した)価格形成」「環境負荷低減」などの重視に、「小さな政府」「市場メカニズム」「競争性・収益性・効率性」「グローバル化」などを最優先するこれまでの新自由主義的な食農政策との異質さを確認でき、ポスト新自由主義の新たな時代を迎えていると言えないだろうか。



「基本法」改正におけるポスト新自由主義の度合は高くない？ (池上)

ポスト新自由主義的な政策の確立(持続)・成果を確認できない？ (磯田)



討論課題 ①ポスト新自由主義の**予兆**を見出し、それらを増強してポスト新自由主義の新たな時代へと後押しする方策

②ポスト新自由主義の**特徴**

③ポスト新自由主義への**到達の要件**

(2)新自由主義・ポスト新自由主義とは何か

1)新自由主義(neoliberalism)の**定義**(ハーヴェイ, 2007, p.10)

「強力な私的所有権, 自由市場, 自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個人
の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富と福利
が最も増大する, と主張する政治経済的実践の理論」

2)新自由主義の**特徴**

私的所有権、自由な市場・貿易、市場メカニズム重視(→競争性・収益性・効率性重視)、
「小さな政府」[政府介入削減(規制緩和)→民間企業の自由な利益追求行動]、個人
責任(社会的保障や共同体の役割の軽視), グローバル化推進

3)新自由主義の**弊害**(ハーヴェイ, 2007, 2023)

経済的不平等の拡大, 民主主義の形骸化(市民意見の軽視), 労働条件の悪化, 教育・
医療・福祉の水準低下(公共サービスの市場化と財政支出削減), 環境破壊の加速, 金融
市場の暴走, 地理的不均等発展(グローバルおよび地域レベルでの資源収奪と格差拡大)など

4) **ポスト新自由主義** (post-neoliberalism)とは何か—新自由主義との関係—
確立された定義は見当たらないが、**新自由主義の特徴**(特に「小さな政府」や市場メカニズム重視)**から離れて**[縮小された政府(介入)の役割の再興や、私的競争よりも協同・連帯(共同体)を重視するなど]、**新自由主義の弊害の改善**[特に社会的公正の回復(貧困削減や所得分配の改善)、教育・医療・福祉(社会保障)の水準引き上げ(財政支出引き上げ)、環境保全、地域的自立(グローバル経済への依存軽減)]**をめざす**
「政治経済的実践の理論」

5) **ポスト新自由主義の現象**

イギリスのEU脱退(Brexit)、トランプ政権による自国の利益のための各種規制、ラテンアメリカにおける左派の台頭、ヨーロッパにおけるポピュリズムの台頭、「グリーン・ニューディール」など環境保全政策の導入や環境保全活動の拡大、コロナパンデミック対策としての各種の政府統制や公共サービス・社会的連帯の評価、反グローバリゼーションや小規模農民運動の台頭、社会的企業・協同組合・NPOの増加など

2. ポスト新自由主義の特徴・到達を捉えるための3視点

(1) 視点1: 「企業・環境」フードレジームにおける「サステナブル」食品の普及

1) コーヒーのグローバル化の歴史の3区分(辻村, 2015)

← フードレジーム論(フリードマン, 2006)によるグローバル食料体制の歴史の3区分

第1次「入植者・植民地」フード・レジーム

第2次「重商主義・工業的」フード・レジーム

第3次「企業・環境」フード・レジーム

2) **第3次コーヒー・レジーム**移行期の特徴①

— 政府統制による価格の高め安定化から

— 多国籍企業による小規模農民からの安価な直接購入へ—

現代に至る「第3次コーヒー・レジームへの移行期」(フリードマンは、第3次フード・レジームが出現しているものの確立していないとみなしており、本論では「移行期」と表現する)においては、WTO体制が確立されていく過程で新「自由」主義の規範・ノルムが支配的となり、1989年に政府「統制」(コーヒー産地・生産国の経済開発のために価格を高め安定させる輸出割当制度)が廃止された。市場メカニズムの下、強い取引力から生じる権限関係に基づき、消費国を本拠とする大手(多国籍)民間企業が農業者から直接、「自由」にコーヒー生豆を安価に買い付けることが可能になった。

3) 第3次コーヒー・レジーム移行期における特徴②

— 市場・消費の多層構造と「サステナブル」コーヒー —

- ▶ 以上は特に、標準(「コマーシャル」「プレミアム」)コーヒー(図1)を大量に調達する仕組みである。その一方で、希少な高付加価値のコーヒーを調達する異質な仕組みが生じている。
- ▶ 香味がこの上なく上質な「スペシャルティ」コーヒーの普及とともに、産地の貧困・環境問題や食品安全の問題などを非難する[社会運動の要求を、巨大な農業・食料企業が新たな蓄積に適合するよう選択的に取り込んだ](フリードマン,2006,pp.62-123)「サステナブル」コーヒー、つまり有機・森林保全・フェアトレード・行動規範(GAP・トレーサブル)のコーヒーも普及しつつある。

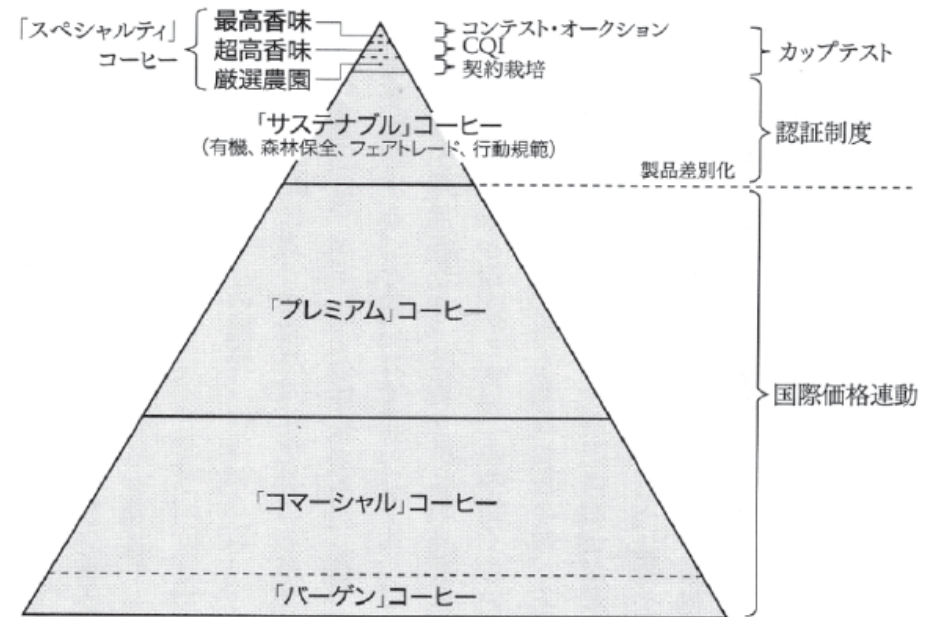


図1 日本のレギュラー・コーヒー市場の多層構造

- 註：1) 本図は基本的に、価格の低い順に下から積み上げたものである。品質については、例えば「プレミアム」であっても、厳格なカップテストによって選別されてないだけで、上質なものはある。また面積によってレギュラー・コーヒー(缶コーヒーは除く)市場におけるシェア(2007年)を表わそうとしているが、例えば「スペシャルティ」はシェアが低過ぎて正確に図示できていない。
- 2) 辻村(2015)99ページ、図1、を転載。

4) 論点1

- ▶ **磯田**は、「新自由主義的食生活」として、富裕層による「高品質・高栄養価・ラグジュアリー」食料消費と貧困層による「高度加工簡便食品」消費の二極分化を特徴とする「階級的食生活」を挙げる。その「高品質・高栄養価・ラグジュアリー」食料消費の中に、新自由主義が生み出した社会問題の解決を迫る社会運動の要求を、企業が選択的に受け入れる「サステナブル」食品消費があり、日本においても少量ではあるが着実に増えている。
- ▶ **フリードマン**は「サステナブル」食品の普及を、「消費者の二極分化」「小規模農民の排除」を促すもの（新自由主義の弊害であり、社会運動から非難を浴びるもの）として捉えている。しかしながら、「サステナブル」食品の普及をポスト新自由主義の特徴と捉え（→**氏家**報告）、同食品が十分に普及して、下記の「社会運動の妥協」が得られれば、ポスト新自由主義に到ったとみなすことはできないだろうか。

(2) 視点2: 社会的アクター間の妥協による「企業・環境」フードレジームの安定化

1) 第3次フードレジーム成立条件としての社会的アクター間での暫定的妥協

フリードマン(2006,pp.62-123)は、第3次「企業・環境」フードレジームが出現しているが不安定であり、成立するか否か不確定であるとする。その成立のためには、競合する社会的アクター[**国家(政府)**、**社会運動**(→池上報告)、(巨大)**民間企業**(→栗山報告)など]の間での暫定的妥協(「闘争」→新たな共通の解釈的フレームの発生)が求められると言う。

2) 論点2

- ▶ この社会的アクター間の[特にフリードマンが「レジームの危機・成立の原動力(2006,pp.66)」として位置付ける社会運動と、巨大な農業・食料企業の間]の妥協による、第3次フードレジームの安定化を、ポスト新自由主義への到達とみなすことはできないだろうか。
- ▶ フェアトレード・コーヒーの生産者支援力(小規模農民の生計・福祉を改善する力)の高さをその高品質さであると理解し、その支援力に対する代金を積極的に支払う「**消費者市民**」の増加なしに、フェアトレード・コーヒーは普及しない(辻村,2024)。産地の生態系を保全する力の高さを高品質さとする有機農産物が、日本で大きく普及しないのも、生態系保全に貢献するためその高い代金を積極的に支払う「**消費者市民**」が少ないからである(→氏家報告)。

- ▶ 「消費者教育の推進に関する法律(平成二十四年法律第六十一号)」において「消費者市民社会」は、「消費者が…(中略)…**自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会**」と定義されていることから、倫理的(エシカル)消費(公正かつ持続可能な社会の形成のための消費)にとどまらず、政治的アクションをも行使して企業・政府に対して要求を突き付ける社会運動の主体として位置付ける。
- ▶ その位置付けの下での、上記の日本における消費者市民の不足は、社会的アクター間の妥協において、新自由主義が生み出した社会問題の解決を迫る社会運動の要求の脆弱さ(不均衡な妥協)と、その影響として、社会問題の解決が不全なままでのポスト新自由主義への到達(あるいはフードレジームが不安定なままいつまでも不達)の未来が想定されてしまう。
- ▶ **池上**に社会運動「家族農林漁業プラットフォーム・ジャパン」からみた「食料・農業・農村基本法」改正の評価を求めるとともに、**氏家**に消費者市民(倫理的消費者)を増やすための方策について検討してもらおう。さらに**栗山**に、生物多様性保全行動を本格的なものにする、生物多様性の自然資本として捉え方の下での、(大手)民間企業による実際の取り組みを明示してもらい、特に社会運動を代表する池上との討論を期待する。

(3) 視点3: 社会的連帯経済セクターの混成とその拡張

1) 社会的連帯経済の定義

「生産者, 労働者, 消費者, 市民らの連帯に基づく集合的行動による社会的な目的
あるいは環境的な目的にプライオリティをおいた経済活動」(Utting,2015,pp.1-3)

2) 社会的連帯経済セクターによる資本主義セクターに対する「拮抗・補填」(図2)

「行き過ぎた資本主義」経済セクターに対して競争・対抗できず疎外・貧困化された(あるいは疎外・貧困化されかねない)生産者, 労働者, 消費者, 市民ら(連帯経済の主体)が, **連帯・協同を基礎として資本主義セクターに対して拮抗すること**で疎外・貧困化から脱すること, そして同じく「行き過ぎた資本主義」の影響で非営利性が高い(経済性が低い)社会的・公共的ニーズに向かう資本の流れが停滞しそれらニーズが満たされにくい中, 連帯経済の主体が, **連帯・協同を基礎としてそれらニーズを満たす(補填する)**ことの2つの機能を発揮するものとして, 社会的連帯経済セクターを位置付けている(辻村,2024).

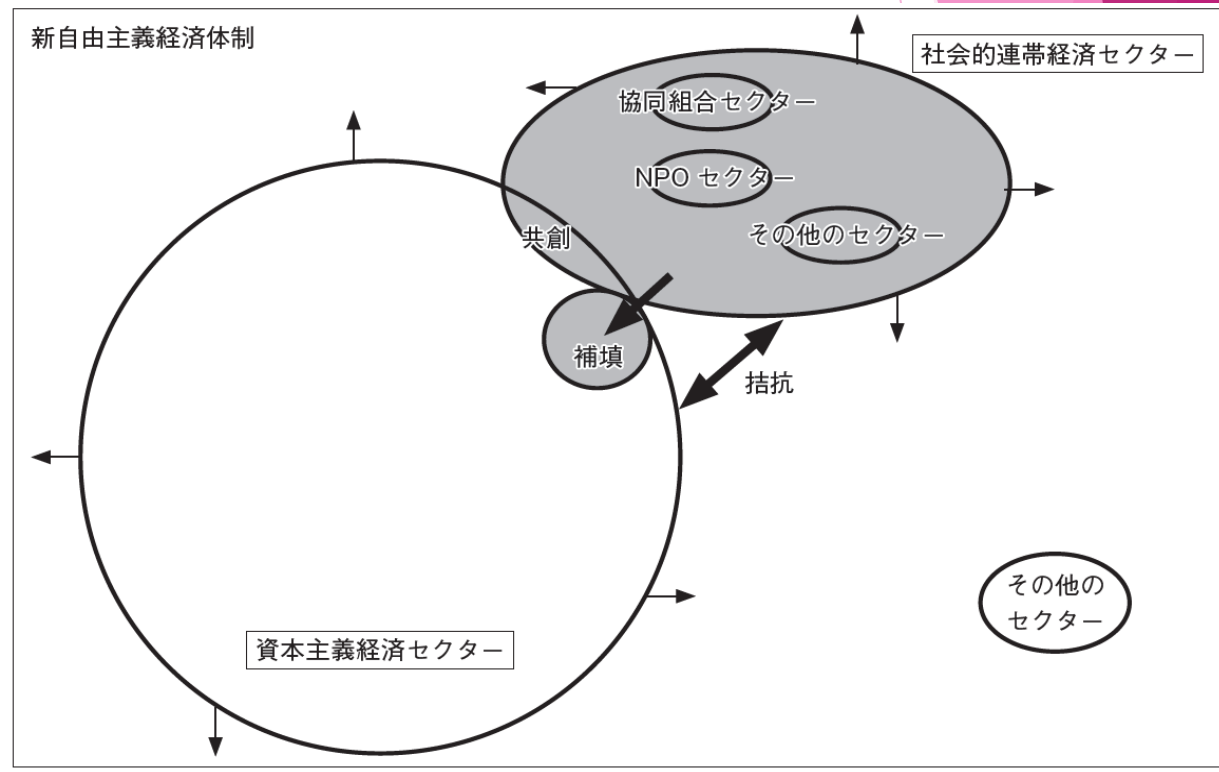


図2 新自由主義体制における資本主義セクターと社会的連帯セクターの混成
註: 辻村 (2024) 58ページ, 図1を転載.

3) CSR(企業の社会的責任)とCSV(共有価値の創造)

- ▶ 競争戦略論のポーターは、企業の利益追求につながらない社会貢献事業(農業者の貧困削減のために食品原料の調達価格を引き上げるフェアトレードなど)は「CSR(Corporate Social Responsibility)」に過ぎず、利益追求主体の企業がすべきことではないと主張し、「CSV(Created Shared Value)」を企業に推奨する
(Porter and Kramer,2011).
- ▶ このように利益追求できないことから実際、日本においては企業によるコーヒーのフェアトレードは増えておらず、それを補填する協同組合・社会的企業・NPOによるフェアトレードは連帯経済セクター内の取引である。しかし利益を削っても「CSR」としてフェアトレードに取り組む民間企業はあり、それも連帯経済セクター内の取引と言える。
- ▶ 利益追求につながる社会貢献のみを行うべきとする「CSV」概念は日本において、民間企業の中核事業を介した本格的な社会貢献事業を促しているが、利益追求目的の下にある限り、資本主義セクター内の取引であり、例えば大手企業による大規模な有機農産物生産がその産地における生産者価格を引き下げ、「小規模農民の排除」を促す可能性がある。

4) 社会的連帯経済セクターと資本主義経済セクターの「共創」

日本における有機農業関連CSVの現状は、そのような競合よりも、大手企業が技術支援・販売先確保などを介して、あるいはCSA(Community Supported Agriculture)の集配所(ドロッピング/ピッキングポイント)を社内に置いて、利益よりも生態系保全を優先する小規模な有機農業者の経営、すなわち**連帯経済セクター内の取り組みを後押し**していることが目立つ。このことを、**資本主義セクターと連帯経済セクターが重なる部分**(「共創」と表現したい(図2)。

5) 論点3

- ▶ 新自由主義体制内において、資本主義セクターに対して**拮抗・補填・共創**するかたちで混成する連帯経済セクターが大きく拡張すれば(拮抗・補填・共創力が高まれば)、新自由主義が生み出す社会問題も改善し、その安定化(社会運動の「妥協」)を導くと考える。その混成する連帯経済セクターの十分な拡張により、ポスト新自由経済体制に到達したとみなすことができないだろうか。
- ▶ **栗山**の「CSRから自然資本へ」の主張も、ポーターの「CSRからCSVへ」の主張と同様、民間企業の本格的な(生物多様性保全の)社会貢献を促す。特に「自然資本」概念の下での企業の本格的な生物多様性保全の取り組みは、連帯経済セクターによる補填の必要性を減ずることになる。このように連帯経済セクターと競合するものではないが、NPOなどによる同セクター内の生物多様性保全の取り組みを企業が後押しする「共創」が、ポスト新自由主義の到来を引き寄せるだろう。その一方で、「自然資本」概念は、生物多様性保全を企業の利益追求に不可欠なリスク対応と捉えるもので、利益追求につながらない社会貢献を阻害する「CSV」概念とは異質のものであると考える。
- ▶ **池上**が焦点を当てる食料安全保障についても、地元の生産者・食品産業・消費者の提携意識・関係を醸成し、その関係に基づいて地産地消(地域内での食料の自給・循環率の引き上げ)を促進する連帯経済セクターの取り組みが、利益追求目標の下での輸出入の促進など資本主義セクターの取り組みよりも重視されるべきだと考える。

3. 4報告の位置付けと論点の整理

(1) ポスト新自由主義のあるべき特徴「**社会運動の要求反映**」と

確認できる兆候「**政府介入の強化**」

1) 第1(池上)報告

社会運動からみたポスト新自由主義農政の望ましいあり方について議論がなされる。さらに基本法農政と改正基本法の比較を通して、基本法改正におけるポスト新自由主義の度合(社会運動の妥協を得られる度合か否か)を論じる。

2) 第2(磯田)報告

最初の課題は、新自由主義的な食農政策や、民間企業・消費者の新自由主義的な利益・効用追求行動によって構築されたフードレジーム(「工業的」「階級的」食生活と「世界農業化」を促進する農業食料貿易構造)の解明である。さらには、この新自由主義的フードレジームとは異質な、最近の傾向を見出し、それをポスト新自由主義フードレジーム形成の予兆と位置付けられないか論じる。

3) 論点4

- ▶ **磯田**が見出す、新自由主義的フードレジームとは異質な最近の傾向は、農業食料諸関係に対する「**政府介入の強化**」である。ポスト新自由主義のあるべき特徴「**社会運動の要求反映**」とは乖離している(古い体制への逆行に過ぎない)ように見えるが、新自由主義の弊害を解決する方向のもので**社会運動の妥協**を得られれば、ポスト新自由主義の兆候と捉えることができるのではないか。
- ▶ 食料供給困難事態時の農業者に対する食料増産指示については、**池上**がその**強過ぎる政府介入**を非難するように、妥協を得られるものではない。食料供給困難時にそなえて、平常時における農業者による食料増産を支援する程度の介入であれば、**社会運動の妥協**を得られる、あるべき特徴と言えよう。

(2) ポスト新自由主義のあるべき特徴「民間企業の生物多様性保全行動」

「環境負荷低減に貢献できる食品の消費」を促す方策

1) 第3(栗山)報告

CSR(企業の社会的責任)にとどまらず、自然環境(生物多様性)を資本として捉え企業経営の根幹をなすものと認識しないと、「民間企業の生物多様性保全行動」が確固たるものにならないという「自然資本」概念の下で、自然資本の評価の方法や食品企業による取り組みの進展について明示する

2) 第4(氏家)報告

「環境負荷低減に貢献できる食品の消費」に着目し、有機農産物・環境配慮型農産物・代替タンパク質食品の消費行動の分析を通して、「サステナブル」食品の消費や消費者市民(倫理的消費者)を増やすための方策について検討する

3) 論点5

- ▶ 利益追求主体である「民間企業の生物多様性保全行動」は、連帯経済セクターによる補填の必要性を減じるという意味で、ポスト新自由主義のあるべき特徴の1つである。栗山が主張する「自然資本」概念の他にも、その保全行動を促す方策があるか
- ▶ 「サステナブル」食品の1つである「環境負荷低減に貢献できる食品の消費」も、ポスト新自由主義のあるべき特徴の1つであり、氏家が検討する消費者市民を増やす方策の他にも、消費者市民を増やしたり、「サステナブル」食品の普及を促す方策があるか

(3) 論点の整理

1) 「ポスト新自由主義への到達」の要件について

- ①社会的アクター[社会運動、農業・食料関連企業、政府など]の妥協によるフードレジームの安定化 (→下記の「十分な」)
- ②「サステナブル」食品の十分な普及
- ③資本主義セクターに対して拮抗・補填するかたちで混成する連帯経済セクターの十分な拡張
- ④新自由主義の弊害を十分に解決する方向への政府介入(支援)の強化

2) ポスト新自由主義へと後押しする方策について

- ①「サステナブル」食品を普及させる方策
- ②消費者市民(倫理的消費者)を増やす方策
- ③民間企業の生物多様性保全行動を促す方策

引用文献

辻村英之(2015)「途上国のフードシステムにおけるグローバル化の影響—「キリマンジャロ」コーヒーのフェアトレードを中心として—」『フードシステム研究』第22巻2号.

辻村英之(2024)「社会的連帯」グローバル価値連鎖の持続可能性分析—ルカニ村・フェアトレード・プロジェクトの成果と課題—」『いのちとくらし研究所報』第89号.

デジタル庁(G-GOV法令検索)「消費者教育の推進に関する法律(平成二十四年法律第六十一号)」<https://laws.e-gov.go.jp/law/424AC0100000061/>,2025年1月検索

ハーヴェイ,デヴィッド(2007)『新自由主義—その歴史的展開と現在—』作品社.

ハーヴェイ,デヴィッド(2023)『反資本主義—新自由主義の危機から〈真の自由〉へ—』作品社.

フリードマン,ハイエット著, 渡辺雅男・記田路子訳(2006)『フード・レジーム—食料の政治経済学—』こぶし書房.

Porter, M. and Kramer M.(2011),“Creating Shared Value: Redefining Capitalism and the Role of the Corporation in Society”, Harvard Business Review, January and February 2011.(マイケル・E・ポーター／マーク・R・クラマー(DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー編『共通価値の戦略(電子版)』ダイヤモンド社, 2014年).

Utting, Peter(2015),“Introduction”, Utting, Peter (ed.),Social and Solidarity Economy Beyond the Fringe, Zed Books, pp. 1-3.

大会シンポジウム

「新たな時代を迎える日本の食と農—ポスト新自由主義の食農経済論—」

座長: 辻村英之(京都大学)

コメンテーター: 立川雅司(名古屋大学)

9:20~9:40: 座長解題

9:40~10:25

第1報告: 「食料・農業・農村基本法」の改正にみるポスト新自由主義の度合
—市民社会組織からみた評価—

池上甲一(近畿大学名誉教授/家族農林漁業プラットフォーム・ジャパン)

10:25~11:10

第2報告: 新自由主義の食生活と農業食料貿易構造

—ポスト新自由主義フードレジーム形成の予兆の有無を探る試み—

磯田 宏(九州大学)

11:10~11:55

第3報告: 生物多様性と食品企業経営—企業の社会的責任(CSR)から自然資本へ—
栗山浩一(京都大学)

11:55~12:40

第4報告: 環境負荷低減と食料消費行動—未来における持続可能な消費を考える—
氏家清和(筑波大学)

13:40~14:10 報告内容に対する質疑応答

14:10~14:35 コメント

14:35~15:05 総合討論①コメントをめぐる討論

15:05~16:05 ②論点をめぐる討論(会場からの意見含む)

16:05~16:15 座長まとめ